

一定の規模以上の土地の形質の変更等に係る届出について

土壤汚染対策法（以下「法」といいます。）第4条第1項に規定する届出（「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出）の対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が3,000㎡以上となる行為です。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている等の工場又は事業場の敷地については900㎡以上が対象です。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」といいます。）の規定においても、同様に「過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書」の提出が必要となります。

なお、事業区域の外から土砂等を搬入して行う埋立て等の面積が1,000㎡以上の事業の場合、春日井市土砂等の埋立て等に関する条例の届出や報告等の対象となる場合がありますので、別途確認してください。

※次のいずれかに該当する場合、届出等は不要です。

① 盛土しか行わない場合

（注）一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。

- ② 形質変更の深さが最大50cm未滿であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ③ 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

届出等の義務者

届出等の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となります。

- ・土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者が該当します。
- ・請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

届出等の期限

届出の提出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行うことが必要です。

県条例の報告書の提出も同時の提出をお願いします。

また、届出日以降に、届出書に記載する工事計画に変更がないことが確定してから届出を行ってください。

法第4条第2項に基づく調査結果の提出

法第4条第1項の届出の際、あわせて同条第2項に基づく調査結果を提出することができます。法第4条第2項に基づく調査結果を提出されたい場合は、事前にお問い合わせください。

届出に必要な書類

法（2部提出） <input type="checkbox"/> 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法様式第6） <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更の規模（面積）を示した書類 <input type="checkbox"/> 形質変更範囲の境界を掘削範囲と盛土範囲とを区別して示した平面図 <input type="checkbox"/> 盛土、切土等の高さを示した図面（断面図等） <input type="checkbox"/> 届出者が当該土地の土地所有者等と異なる場合、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（工事請負契約書の写し、同意書等）	県条例（2部提出） <input type="checkbox"/> 過去の特有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書（県条例様式第32） <input type="checkbox"/> 過去の地図又は航空写真の写しであつて、工場等の設置状況等の履歴がわかるもの（作成年又は撮影年を記載し、該当場所を明確にすること） <input type="checkbox"/> 過去の地図等の確認により、特有害物質等取扱事業所の設置履歴が確認された場合には、該当する物質及び使用量、使用場所を示した図面並びに工場配置図
どちらにも該当する書類 <input type="checkbox"/> 行為を行う場所の位置図 <input type="checkbox"/> 行為を行う土地に係る登記事項証明書及び公図の写し（概ね3か月以内のもの）	

土壌調査について

次の事項に該当する場合、土壌調査の実施が必要になる場合があります。

法 法施行規則第26条に規定する「汚染されているおそれがある土地の基準」に該当する場合	県条例 県条例第39条の2第2項に規定する「汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるとき」に該当する場合
--	---

その他

- 1 同一の事業の計画や目的の下で行われる形質変更等であり、時間的に近接性があり実施主体が同じ場合、一つの土地の形質の変更の行為となります。
- 2 調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じ形質変更等に制限が発生する場合があります。
- 3 土壌調査が不要とされた場合でも、当該土地に土壌汚染が存在しないことが保証されるものではありません。
- 4 法の届出について、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第66条に基づく罰則規定の適用を受けます。（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金。）
- 5 県条例の届出について、届出をしない者は、届出について勧告を受け、勧告に従わない場合は、勧告の内容を公表される場合があります。

届出や相談のお問合せ先

春日井市環境部環境保全課 環境監視担当（市役所3階）

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地 TEL0568-85-6217

E-mail hozen@city.kasugai.lg.jp